

一般社団法人日本医学教育評価機構定款施行細則第 2 号役員規則

(目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構定款第 21 条に基づき、役員の選任について定める。

(理事候補者の選出)

第 2 条 社員の中から、推薦又は立候補の申し出により理事候補者を選出する。

2 前項のほか、理事会の決議により社員以外の学識経験者から理事候補者を選出することができる。

(理事の選任)

第 3 条 前条により選出された理事候補者から、次の各号により 10 名以上 20 名以内の理事を社員総会において選任する。

(1) 全国国公立の医学部長（医学群長、医学類長等を含む）、医科大学長、及び医科大学校長である理事候補者より 5 名以上 8 名以内

(2) 医師の育成を支援する団体の代表者である理事候補者より 2 名以上 3 名以内

(3) 前条第 2 項の学識経験者である理事候補者より 3 名以上 9 名以内

2 理事が任期途中で退任した場合は、前項各号に従い前任者と同一区分から補欠の理事候補者を理事会で選出し、社員総会において選任する。

(理事長等の選定)

第 4 条 理事長、副理事長及び常勤理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(監事の選出・選任)

第 5 条 監事は、理事会において選出した監事候補者の中より 3 名以内を社員総会において選任する。

(社員である役員)

第 6 条 社員である理事又は監事が任期途中で社員でなくなった場合は、任期の満了する日をもって退任とする。ただし、辞任による退任を妨げない。

2 前項の規定は、定款第 9 条及び第 10 条により社員資格を喪失した場合には適用しない。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。